

## No. 4

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
瀬戸市	都市整備部 下水道課	0561-85-1213	直通	0561-82-7134
住所	〒489-8701 瀬戸市追分町64-1		担当者氏名	鈴木 久志
URL	http://www.city.seto.aichi.jp/	E-mail	gesuido@city.seto.lg.jp	

## (1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

## (2) [ 2020年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
13	4	1					18

前年度実績基数 (4基)

## (3) [ 補助対象地域 ]

市内全域 (公共下水道事業計画区域は除く)

## (4) [ 特定地域の有無 ] 無

## (5) [ 補助対象条件 ]

- ①浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第2条第1号に規定する浄化槽であつて、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの。かつ (一社) 全国浄化槽団体連合会が実施する浄化槽機能保証制度に基づき、保証登録「国庫補助事業等における浄化槽機能保証制度の適用について」 (平成6年8月1日付衛浄第51号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知) されたものに限る。
- ②専用住宅 専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に設置する者
- ③みなし浄化槽又は汲み取り便所を廃止し浄化槽を設置する者

## (6) [ 欠格要件 ]

- ①専用住宅を新築又は建替えをすることに伴い、浄化槽を設置する者
- ②専用住宅を増築する事に伴い、し尿浄化槽の処理対象人員の算定で、既存のみなし浄化槽を切替る必要が生じたことにより浄化槽を設置する者
- ③浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する者
- ④自らの居住の用に供しない専用住宅に浄化槽を設置しようとする者
- ⑤住宅等を借りている者で、浄化槽の設置についてその賃貸人の承諾が得られない者
- ⑥市税を滞納している者
- ⑦家庭から出る雑排水を浄化槽で処理することなく公共水域に放流する者
- ⑧みなし浄化槽を切替える場合のみなし浄化槽の処分方法は、「掘り起こし」又は「埋め殺し」とし、この処分方法に従わない者

## (7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

- ①設置場所の案内図
- ②配置図 (浄化槽の位置、屋内外の配管等の位置及び、放流先を示す図)
- ③浄化槽設置届出書 (裏面も含む) 又は、建築確認通知書 (浄化槽調書を含む) の写し
- ④工事請負契約書の写し (原本確認が必要)
- ⑤工事工程表
- ⑥工事費見積書の写し
- ⑦浄化槽設備士免状 (S62年度以前の資格取得者は、特別講習修了証) の写し
- ⑧工場生産浄化槽認定シート
- ⑨全国浄化槽推進市町村協議会証明の登録証の写し及び登録浄化槽管理票 (C票)
- ⑩ (一社) 全国浄化槽団体連合会証明の保証登録証 (市町村用)
- ⑪市税納付状況確認同意書

**(8) [ 実績報告書に添付する書類及び提出期限 ]**

- ・提出期限：補助事業の完了の日から起算して1ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日
- ①浄化槽使用開始報告書又は、し尿浄化槽工事完了報告書の写し
- ②浄化槽法定検査（7条及び11条）契約書の写し、及び依頼書（7条検査手数料納入済）
- ③浄化槽保守点検業者との保守点検業務委託契約書の写し
- ④工事の状況を示す写真（写真撮影マニュアルに基づくもの）
- ⑤工事完了時に浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑥工事請負代金の請求書の写し
- ⑦工事請負代金の領収書の写し
- ⑧みなし浄化槽廃止届出書の写し

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください